

# 交野市における公立幼稚園のあり方に関する庁内検討委員会報告書

## 1 はじめに

第4次交野市総合計画に基づき、市長が任期毎に定める市長戦略において、行革プランが掲げられる予定であり、この中で平成19年8月に策定した市の「民間活力の導入に関する基本方針」（以下、「民活方針」という。）に基づき、民間活力の導入計画として公立幼稚園等の今後の方向性と具体的な年次計画が示される予定となっている。

本検討委員会は、この市長戦略の策定に先立ち、庁内の関係職員により公立幼稚園の今後のあり方について検討することを目的とする。

## 2 検討手順

交野市幼児問題対策審議会の答申の趣旨を踏まえ、平成20年6月に策定した「交野市立幼稚園の今後のあり方基本方針（案）」（以下、「基本方針」という。）に基づき、その現状と課題を整理し、今後の公立幼稚園のあり方を検討した。

なお、検討は、民活方針の策定から一定期間経過していることから、本市の財政状況や子ども・子育てを取り巻く環境等を踏まえ、公立幼稚園に関する民活方針の適否等も視野に入れて行った。

## 3 委員構成、開催状況

### (1) 委員構成

企画財政部（参与、秘書・政策企画課担当職員）、健やか部（子育て支援課長、健康増進課長、機能支援センター所長、あまだのみや幼稚園長、あさひ幼稚園長、くらやま幼稚園長）、学校教育部（指導課長）

事務局：健やか部（部長、次長、こども園課長・課長代理）

### (2) 開催状況

回数	開催日	主な議題
第1回	平成27年9月3日（木）	・委員会設置の趣旨説明 ・平成20年6月に策定した「交野市立幼稚園の今後のあり方基本方針（案）」について ・今後の予定について
第2回	平成27年9月18日（金）	・検討の進め方について ・幼稚園のあり方に関する現状と課題、検討事項等について
第3回	平成27年10月5日（月）	・公立幼稚園のあり方に関する庁内検討委員会報告書（案）について

## 4 具体的な検討内容等

基本方針における「第1 幼稚園を取りまく状況」、「第2 今後の方策」等の内容について、現状と課題を整理し、公立幼稚園の縮小・民営化の方策等を検討した。

## <第1 幼児園を取りまく状況>

### (1) 交野市内の就学前児童数の推移と保育所・幼児園入園者数

(参考資料1・2・5・6・7参照)

児童数の現状(平成27年度)については、就学前児童が3,746人、保育所児(以下、「保育認定子ども」という。)が1,184人、幼稚園児(以下、「教育認定子ども」という。)が1,004人で、これを基本方針における人数(平成19年度)と比較すると、就学前児童は825人、18%の減、保育認定子どもはやや増加、教育認定子どもは、455人、31.2%の減となっている。

定員に対する割合は、保育認定子どもが公私立全体で100.1%となっており、待機児童は29人あるが、平成27年3月に策定した「交野市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「市事業計画」という。)においては平成31年度に解消する見込である。また、教育認定子どもは、公立で50.0%、私立で71.0%、公私立で69.1%となっており、今後も減少する見込である。

このように教育認定子どもは、既に定員割れとなっており、保育認定子どもも平成31年以後に定員割れとなる見込みであることから、基本方針と同様に、少子化等により、教育・保育の量的ニーズが減少傾向にあるのが現状である。

### (2) 公私立幼稚園・保育所の役割 (参考資料2参照)

保育・教育の実施は、公私立ともに、幼稚園は文部科学省の定める「幼稚園教育要領」、保育所は厚生労働省の定める「保育所保育指針」に基づくこととされており、これは基本方針策定時と同様である。平成27年4月に開始された子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)において創設された幼保連携型認定こども園は、内閣府・文部科学省・厚生労働省が新たに定めた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づくこととされている。

これらの要領を基本に、私立施設は、それぞれの教育理念や保育方針等に基づき、市民の多様なニーズに応じた特色ある教育・保育を実践している。また、公立幼稚園・保育所は、特別な支援が必要な障がい児等も可能な限り受け入れる方針で運営している。

新制度の開始により、幼稚園や保育所等は、公私立ともにすべての保護者からの利用申込に対して、原則として、応諾義務があることとなったことから、今後、市は民間施設が障がいやアレルギーのある児童、虐待やDV等の子育て困難家庭等を受入れて対応するために必要な支援、公私立施設職員の合同研修等の充実を図り、市のすべての就学前児童に対する教育・保育の質を確保するための中核的な役割を担う必要がある。また、公立施設は、重度障がい児等の対応困難な教育・保育ニーズに応えるセーフティネットとしての役割を果たすとともに、直接運営に携わることで、現場から得られる情報をもとに、教育・保育及び子育て支援のニーズや課題などを的確に把握し、ニーズに即した施策展開を図るなどの役割を担う必要があると考えられる。

### (3) 子育て支援の必要性 (参考資料2参照)

基本方針においては、少子化、核家族化の進行により、身近に育児等の相談ができにくい状況となっていることなどから、公私立の保育所や幼稚園が中心となって、子育て支援機能や「親育ち子育ての場」としての役割を發揮し、地域の未就学児の保護者への子育て支援を行うことも必要などとなっている。

こうした子育て支援についての現状は、平成23年度から公立幼児園で園庭・室内開放を実施し、平成24年度からは市内私立幼稚園でも園内で行う子育て相談・交流事業

が開始されている。また、新制度では、地域子ども・子育て支援事業として、13事業が法定化され、「利用者支援事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「病児保育」等が位置づけられ、市事業計画に基づき、幼稚園・保育所以外の場所において、これらの事業を実施することとしていることから、一定の子ども・子育て支援の環境整備が図られている状況にある。

#### **(4) 市の財政状況（参考資料8参照）**

公立幼稚園に対する市の財政負担は、地方交付税を考慮しても、現状、1園当たり保育所で約8,400万円、幼稚園で約1,400万円（施設維持費等を除く。）で、これを園児1人当たりになると、保育所が約67万円、幼稚園が約42万円であり、保育所は私立に比べて3倍程度、また幼稚園も私立が私学助成を受ける幼稚園であること、公私立の各定員に対する園児の割合等が異なることから比較が困難であるが、その運営状況等から公立が高コストである見込であり、一般財源で運営している公立の財政負担は、私立との間に大きな較差が生じている。

新制度では、子育て支援の量的拡充及び質の向上が図られたため、教育・保育とともにその他の子育て支援に係る財政負担も増加している。また、市内の保育所及び幼稚園は、公私立とも老朽化しており、今後も改修等に係る市の負担増が見込まれることから、「民に担い手のあるものは民に」の考えのもと、基本方針と同様に、公私の役割分担を踏まえつつ、公立幼稚園の縮小・民営化の検討が必要な状況となっている。

## **<第2 今後の方策>**

### **(1) 幼稚園の再編（参考資料2・5参照）**

基本方針では、幼稚園児数の減少と、人口急増期に民間幼稚園を補完する形で公立幼稚園を設置してきた経緯等を踏まえ、公立幼稚園3園のうち1園を縮小することとなっている。

新制度の「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念の下で創設された幼保連携型認定こども園は、3歳児の教育認定子どもの受け入れや、教育・保育の定員の弾力化により、多様なニーズに対応することが可能で、待機児童の解消にも寄与するものであり、本市が「幼保は不離一体」でなければならないとの基本理念で幼保一元化を推進してきた趣旨にも合致するものであることから、公立幼稚園は、この認定こども園に移行した上で、その縮小・民営化を検討することが望ましい。

縮小・民営化の手法は様々のものが考えられるが、既存の公立幼稚園が、昭和40年代後半から50年代前半に建設され、老朽化していることを考慮すると、施設の建て替え又は新設が現実的な選択となる。

民営化の手法は、民設民営として民間に移管するものと、公設民営として指定管理者制度を導入するものがあるが、指定管理者制度は、市が施設を維持管理する必要がある、財政負担が大きいこと、また、有期契約となり指定管理者の変更等により安定的な教育・保育の提供が困難等運営上の問題もあることから、民設民営が望ましい。実施時期については、在園児への影響を考慮した適切な引き継ぎ、市民への周知等に一定の期間を要することから、平成31年度以降とすることが適当と考える。

なお、新制度で創設された公私連携の幼保連携型認定こども園等は、民設民営でありつつも、市の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築されたものであり、具体的には、提供すべき教育・保

育・子育て支援事業等の内容、小学校連携の実施、公立施設に期待されている役割に応じた職員配置、違反した場合の措置等を担保するための協定を締結するものとなっていることから、こうした手法の活用を検討することも必要である。

## (2) 縮小する園の選定（参考資料2・6参照）

基本方針では、幼稚園児の園区別将来見込数及び子育て支援サービスを提供する際の利便性等から第1幼稚園を廃止することとなっている。

新制度に伴い策定した市事業計画においては、幼児期の学校教育・保育の提供区域として市域を概ね南北2つに区分し、その量の見込みと確保方策を定めている。幼稚園の縮小・民営化の検討は、この提供区域における需給計画を基に、関係機関とも調整しながら、今後の幼稚園数の見通し、施設の立地や確保する規模、在園児の状況等とともに公私の役割分担を踏まえ行う必要があることから、当初は、3園のうちの1園について縮小・民営化を検討することが適当である。

その対象として選定する1園は、第1幼稚園（あまだのみや幼稚園）に限定せず、基本方針策定後の状況変化や幼保連携型認定こども園への移行を前提とすること等を踏まえ、再度、見直す必要があると考える。

## 参考資料

- 1 民間活力の導入に関する基本方針（抜粋）
- 2 交野市立幼稚園の今後のあり方基本方針（案）
- 3 交野市広報（平成21年2月号）  
市立幼稚園のあり方への意見と市の考え方～パブリックコメントの結果～
- 4 市長戦略の全体イメージ（未定稿）
- 5 就学前児童数と幼稚園の現状
- 6 計画による量の見込み（交野市子ども・子育て支援事業計画【抜粋】）
- 7 交野市特定教育・保育施設等入所児童数
- 8 公私立施設に係る市負担の状況（平成26年度決算）
- 9 公私立幼稚園の比較について
- 10 機能支援センター（こどもゆうゆうセンター）卒園児童の進路施設